

発達障害児支援に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第75号の1

受理年月日 令和3年2月10日

付託年月日 令和3年2月24日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区では3歳児健診の際、何らかの発達障害が疑われる場合であっても、現状は定型発達児童と同じ日程で3歳児健診を受けなければなりません。

じっと座る事ができない、思わぬ際に大きな声を出してしまう子どもを持つ保護者は、常に周囲に配慮しなければならず、かつその場で看護師や心理士から心許ない発言を受ける事もあり、精神的にも大きな負担となっています。

保護者同士の繋がりや、専門家による診断、発達外来との連携を見据えて、子どもと保護者が望む場合に限り、3歳児健診において専用の別日を設けていただくことを切望しております。

更に、就学时健診を通じて判断される就学先の決定権についても、本人や保護者の意見を最大限尊重し、療育を受けながらも公共の幼児教育や学校教育に通う事ができるよう、また子ども本人にとってベストな教育機会の提供に繋がるよう、子ども・保護者との情報共有並びに教育現場における支援体制の拡充を求め、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 区が実施する3歳児健診において、発達に不安のある子ども・保護者に対し別途専用の健診日を設けてください。
- 2 専用の健診日では、看護師や心理士ではなく、発達の専門(発達外来等)の先生からの診断や助言を受けられるよう配慮をしてください。
- 3 3歳児健診の実施日が分けられない場合は、発達外来への案内等きめ細やかな支援を行ってください。
- 4 保育園・幼稚園への作業療法士・心理士による定期的な巡回・派遣を行ってください。
- 5 幼稚園・保育園において、スクールロイヤー制度と同等に弁護士による相談を可能としてください。

(裏面に続く)

6 放課後等デイサービスの利用調整・質の担保に区が主体的に関与する事で、待機状況の把握、調整、指導を行ってください。